

コンビニ交付における「よくある質問（Q&A）」

マイナンバーカードについて

Q1 マイナンバーカードとは何ですか？

A プラスチック製のカードで表面に氏名、住所、顔写真等が記載されており、裏面にマイナンバーが記載されたものです。

Q2 通知カードでコンビニ交付サービスを利用できますか？

A 通知カード（マイナンバーが表示された紙のカード）ではコンビニ交付サービスを利用することはできません。コンビニ交付サービスの利用にはマイナンバーカードが必要です。

Q3 住民基本台帳カードでコンビニ交付サービスを利用できますか？

A 住民基本台帳カードは利用できません。コンビニ交付サービスの利用にはマイナンバーカードが必要です。

Q4 個人情報は守られますか？

A 利用者自らマルチコピー機を操作して取得するので、個人情報が他人の目に触れることはありません。また、専用回線を使ったネットワークの利用、通信の暗号化及び証明書交付センターとマルチコピー機間で証明書データを保持しないなど、個人情報漏えい防止の対策が施されており、マルチコピー機の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策も施されています。

Q5 コンビニ交付手続き中に暗証番号を間違えてしまったらどうなりますか？

A 3回連続して間違えるとロックされ、コンビニ交付サービスが利用できなくなります。ご本人がマイナンバーカードと身分証明書をご持参のうえ、住所地の役所（筑前町であれば本庁住民課または総合支所住民課）で暗証番号の再設定の手続きをしてください。

Q6 利用者用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を忘れました。どうすれば良いですか？

A ご本人がマイナンバーカードと身分証明書をご持参のうえ、住所地の役所（筑前町であれば本庁住民課または総合支所住民課）で暗証番号の再設定の手続きをしてください。

Q7 マイナンバーカードがあれば証明書を取得できますか？

A 利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）がついたマイナンバーカードが必要です。この電子証明書をつけていない場合は、ご本人がマイナンバーカードと身分証明書をご持参のうえ、住所地の役所（筑前町であれば本庁住民課または総合支所住民課）で利用者証明用電子証明書の発行の手続きをしてください。

Q8 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎている場合は、コンビニ交付を利用できますか？

A 利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）の有効期限が過ぎている場合は、利用できません。ご本人がマイナンバーカードと身分証明書をご持参のうえ、住所地の役所（筑前町であれば本庁住民課または総合支所住民課）で利用者証明用電子証明書発行の手続きをしてください。

Q9 マイナンバーカードの交付や転入手続きに伴う継続利用の手続きをした当日からコンビニ交付サービスを利用できますか？

A 各種手続きの後にコンビニ交付サービスが利用できるまでの時間は次のとおりです。

○翌日からのケース

新規カード交付手続き、転入後の継続利用手続き、利用者証明用電子証明の発行手続き、利用者証明用電子証明書の有効期限内の更新及び有効期限切れによる電子証明書の発行、マイナンバーカードの一時停止解除後

○即時のケース

暗証番号の変更及び再設定後、暗証番号誤りによるロック解除後

Q10 マイナンバーカードを無くして（盗まれて）しまったのですが？

- A すぐに次のいずれかの番号に電話をして一時停止の手続きを行ってください。
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（365日24時間対応）
マイナンバーカードコールセンター 0570-783-578
つながらない場合は、050-3818-1250
電話した後、警察署へ遺失届（盗難届）を提出され受理番号を控えてください。その後、カードが見つかった場合は、住所地の役所（筑前町であれば本庁住民課または総合支所住民課）の窓口で一時停止の解除を行ってください。

Q11 マイナンバーカードを作るのは簡単ですか？

- A 申請には、必ずご本人が本人確認書類（運転免許証などの顔写真付きの公的機関発行の書類1点、または健康保険証と年金手帳などの公的機関等が発行した書類1点と通知カード（無くても可）をご持参ください。
顔写真撮影は、筑前町内の方であれば本庁または総合支所住民課で無料で、申請と同時に行います。カードの受け取りまでは約1か月程度かかります。
上記の方法で申請が難しい方は、他の方法をご案内できる場合がありますので、住民課までお問い合わせください。
本庁住民課マイナンバーカード窓口 0946-42-6693
総合支所住民課支所窓口係 0946-22-2771

Q12 マイナンバーカードの発行手数料はいくらですか？

- A 新規発行手数料は、無料です。
ただし、紛失・破損等により、再発行する場合は1,000円（カード発行800円と電子証明書200円）の手数料がかかります。

Q13 マイナンバーカードに有効期限はありますか？

- A マイナンバーカードの有効期間は18歳以上の方の場合は10回目の誕生日まで、利用者証明用電子証明書の有効期間は5回目の誕生日までです。

コンビニ交付サービスについて

Q14 コンビニ交付サービスとはどんなサービスですか？

- A マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機から各種証明書が取得できるサービスです。

Q15 利用できるコンビニを教えてください。

- A セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどでマルチコピー機を設置している店舗であれば、町内に限らず全国どこでも利用できます。
詳しくは、地方公共団体情報システム機構のホームページをご覧ください。
URLは（<https://www.lg-waps.go.jp>）です。
筑前町ホームページからもリンクできます。

Q16 コンビニ交付で取得できる証明書は何ですか？

- A 筑前町では「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」の2種類のみです。
ただし、支援措置などの発行制限がかかっている方は利用できません。
また、氏名や続柄等の文字数に制限があり、発行できない場合は役所の窓口までお越しください。
○住民票の写し（1通300円）
※本人を含む同一世帯のいずれかの方の分、または世帯全員の分を取得できます。
※本籍や筆頭者の氏名及び世帯主の氏名や世帯主との続柄、マイナンバーの記載の有無が選択できます。

※住所の履歴は前住所のみ記載されますが、それ以前の住所は記載されません。

※除票、改製原住民票は取得できません。

○印鑑登録証明書（1通300円）

※本人の分のみ取得できます。印鑑登録をしていない場合は取得できません。

※転出後は取得できません。

Q17 コンビニ交付は、何時から何時まで利用できますか？

A 午前6時30分から午後11時まで利用できます。

Q18 コンビニ交付は、土曜日、日曜日、祝日でも利用できますか？

A 土曜日、日曜日、祝日でも利用できますが、年末年始（12月29日から1月3日まで）と保守点検日は利用できません。保守点検がある場合は町ホームページや町のLINEにてお知らせします。

Q19 証明書が複数枚ある場合はどのように発行されますか？

A 住民票の写しは1枚につき4名まで表示されます。5名以上の世帯であれば2枚、9名以上の世帯であれば3枚出力され、ホッチキス止めはされません。取り忘れには注意してください。

Q20 役所の窓口と同じ紙で発行されますか？

A 証明書は、役所の窓口とは違う用紙に印刷されますが、偽造や改ざん防止の加工が施されています。

Q21 間違って発行してしまいました。返金できますか？

A 返金や差し替えはできません。タッチパネルの内容をよくご確認のうえ、操作していただきますようお願いします。

Q22 コンビニの店員に証明書が見られてしまうのですか？

A 店員に見られてしまうことはありません。申請者本人が申請から取得までのすべての操作をマルチコピー機で行うため、周りの目にも触れずに安心して証明書を取得することができます。